

日本学術会議法人化準備委員会（第 15 回）

議事録

1.日時：2026 年 5 月 22 日（金）10：00～12：01

2.開催方式：オンライン

3.参加者：光石 衛、日比谷 潤子、堀 正敏、磯 博康、吉田 文、
川嶋 四郎、明和 政子、尾崎 紀夫

○光石委員長

おはようございます。定刻になりましたので、日本学術会議法人化準備委員会第 15 回を開催いたします。本日の出欠について、三枝副会長、第三部の沖部長、北川副部長がご欠席と伺っております。

議題 1 の会長候補者選考についてに入ります。資料 1 について事務局から説明をお願いします。前回、方針については、およそ合意されているのではないかと思います。後で説明があると思いますが、今月の終わりの幹事会懇談会に諮り、これも後で説明があると思いますが、9 月 3 日に会長候補者選考委員会を開催するアナウンスを関係者にしたいと思います。まず、今日は幹事会懇談会に出す資料の確認等ということになります。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料 1 に基づきまして説明をさせていただきます。1 ページ目が全体の大きな流れ、2 ページ目と 3 ページ目がその具体的な内容ということになりますので、適宜ご参照いただければと思います。

まず、会長候補者の選考方針案について、臨時総会までの間、本委員会及び幹事会においてご検討をいただき、作成いただくことを予定いたしております。その内容としては、会長に求められる資質に加えまして、その選考の方法についても記載するということを予定いたしております。その後、8 月 6、7 日の臨時総会におきまして、選考方針を決定いただいた後、速やかに会長候補者選考委員会を立ち上げることを予定いたしております。委員構成につきましては、幹事会構成員に加えまして、分野別委員会の委員長にお入りいただく。ただし、これらの方が次期の会員になられる場合については、いわゆる利益相反が生じる可能性がございますので、部あるいは委員会の方から、代わりの方を指名いただく。これらの方について、具体名が事前に明らかになってしまいますと、次期の会員が明らかになってしまうこととなりますので、次期の会員がオープンになるまでは、この個人名は非公表としております。その後、内閣府の方で、会員予定者の指名の手続きが進むかと思っておりますので、それを踏まえまして、先ほど会長からお話ありました通り、9 月 3 日の 13 時半に選考委員会の開

催を予定いたしております。この場で、候補者を選ぶための投票を行っていただくわけですが、そのやり方は無記名により最大3名に投票いただく。その際に承継会員と新会員のバランス及びジェンダーバランスの観点を留意する。そして上位10名の方、同票となった場合には10名以上になることもありますけれども、その人数に達するまで投票を行う。具体的にどなたが何票を取ったかということについては公表しない。やり方は原則オンラインということにしておりますが、万が一の時には、紙で投票できるように準備をしたいと考えております。なお、立会人として、会長と事務局長ということにしておりますので、会長は委員会において投票はされないということを予定いたしております。

候補者が選ばれましたら、ご本人に対して意思確認を行います。その際に、承諾した方については、簡潔な業績と抱負1000字以内の提出をお願いするということになります。その締切を踏まえまして、総会開催2週間前、16日頃になろうかと思っておりますけれども、決定した会長候補者を会員に周知するとともに、自薦の受付を行います。自薦については、非常にタイトではございますけれども、1週間程度、24日頃の締め切りを予定いたしております。自薦にあたっては、同じく簡潔な業績と抱負1000字以内を出していただく。ただし、自薦するにあたって、他の会員の賛同などは不要としております。

その上で、おそらく9月末、かなりギリギリになってしまうかと思っておりますけれども、会長候補者と自薦者の方全体のリストと、お出しいただいた抱負等を会員に送付した上で、10月1日の成立時総会において、会長を選任するということを予定いたしております。そのやり方ではございますけれども、投票自体は、230人全員の方を対象として行うこと。ただし、選ばれた方、それから自薦の方については、投票に先立って、3分以内厳守で所信表明を行う。これは録画対応はダメで、対面もしくはオンラインで実際にやっていただく必要があるということではございます。それから、投票は原則オンライン、これは現地に出席された方も含めてオンラインというのを大原則にしておりますけれども、万が一使えない場合に備えて、紙での投票も用意しておきます。投票については、1回目で過半数を取る方が出ればそれで終わりですが、過半数が取れない場合は、何回もやっていくことになるのですけれども、その際に1回目で誰が何票を取ったかということについては示さない。あいうえお順で候補者を発表する。もし1回目で過半数を取る方がいらっしゃらなかった場合は、得票数上位の方から足し上げて、過半数の得票数になる者までを次の投票の対象とするということで、だんだん候補者が絞り込まれていくような方式を取るということではございます。それでも、3回投票して過半数を取る方がいらっしゃらなければ、上位2名による決選投票を行い、多数を得た、つまり、ここは過半数ではなく、多数を得た者を候補者とすると。それから、その際に、同票になった場合についても、これまでの年長者ではなく、抽選とするという案にさせていただいております。ご説明は以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。これを幹事会懇談会の資料とするということです。1ページ目の流れも含めて資料としますので、全部で3ページものになります。いかがでしょうか。何か抜けているところなどありませんでしょうか。幹事会懇談会で議論し、決定は8月

の臨時総会になりますので、それまでに変更もあり得るということではあります。まずは、幹事会懇談会に出す資料としてどうでしょうか。

○川嶋委員

先ほどご説明がありました基本的な流れですけど、基本的に私は異存はございません。ただ、9月3日に開催予定の会長候補者選考委員会のご説明のところで、これまで議論されてきたところですけど、ジェンダーバランスの言及もあったかと思います。それで、おそらく、7月までの法人化準備委員会、幹事会において選考方針案を検討するというということではよろしいでしょうかという質問です。と申しますのは、例えば、極端な例ですけど、上位5名が女性になったと。その次の6人目が男性で、あと、全部女性になったとかというような場合に、10何位の男性も候補者になるかとか、結局、バランスをどのようにとるのか。ジェンダーの男女というのを約半々とするとか、そういうバランスの取り方をどうするのかというの、この委員会と幹事会で決めるということではよろしいでしょうか。

ちょうど会員選考の時に、地域性とか、あるいは大学の偏りとかジェンダーとか、いくつか考慮要素があったかと思いますが、そういうものがそのまま横滑りで、会長候補者の選考方針の指針になるのかの課題もあるかと思います。それとも、先ほどちょっと言及がありました、ジェンダーの点だけを中心に考えていくということなのかどうかということです。まだ、未定だと思いますけれども、現在のところの何かお考えとかありましたら、教えていただければと思います。

○光石委員長

質問の趣旨を必ずしも理解できていないかもしれませんが、候補者選考委員会で、各投票者が3名投票する際には、承継会員と新会員のバランス、ジェンダーバランス等を考慮して投票をお願いするということではありますが、その投票の結果、例えば、10名が全員女性ですとか、全員男性であっても、これは仕方ないのではないかと思います。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。そうしましたら、先ほどおっしゃられたジェンダーバランスとか、承継会員、あるいは新しい会員だとか、そういう要素というのは、あくまでも投票の際の考慮要素であるということですね。例えば、ジェンダーの異なる人を必ず1人入れないといけないとか、承継会員を1名入れないといけないとか、あるいは逆とか、何かそういうような、特にルールを作るということではないということではよろしいでしょうか。

○光石委員長

はい、そのつもりです。

○川嶋委員

はい、わかりました。私もその方がいいのではないかなと思います。最終的にはやはり自

由意志で、最適な方と考えられる方が選ばれていくというのが良いと思います。結果はともかくとしまして、方針というのが大事ではないかなとは思いますが。その際に、確か部はあまり考慮しないということでしたよね。

○光石委員長

はい、部も特段の考慮はしない。部の均等性というのと、部の対立や部を意識させることを余計に煽ることになると思います。私はそれが必ずしもいいとは思いません。最終的には一人しか選ばれませんので。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。私もそのお考えに大賛成です。相互補完的な関係に三つの部はあると思いますので。しかも、ちょっと言葉は悪いか分かりませんが、あまりおかしな運動が起こらないようにするためには、先生がおっしゃられた方式がベターだと思っています。

○光石委員長

何らかの選挙活動は、あり得るかもしれません。しかしながら、止められない、言葉は悪いですが、監視はできないと思います。

○川嶋委員

はい、おっしゃる通りだと思います。あとは、副会長の人選であるとか、そういうところで、均等化、平等化というのが図れれば、相互補完・相互連携の関係がうまくいくのではないかと思います。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。次の会長の方がどうされるかは自由ですが、今の副会長は第一部、第二部、第三部に対応する方を選んでいきます。しかし、そこを代表するというわけではありません。所掌があり、かつ所掌は日本学術会議全体にかかることです。

資料で、括弧と句読点の位置関係が必ずしも統一されてないので、大変細かいことですが、統一をお願いします。

他はいかがでしょうか。

○川嶋委員

もしもなければ、もう一つ。最後のページだったと思いますが、これは総会における投票の仕方ですけれども、この足し上げ過半数の方式というのは、これまで、採られていた方式と考えてよろしいでしょうか。と申しますのは、これをやると、場合によったら、一応回数が限定されているのかもわかりませんが、ちょっと決まりにくい可能性もなくはないと思いました。

初回の投票で、例えば上位4名とか、同数がいた場合は5名、6名になるかも知れませんが、数を限定して、2回目で過半数を取れなければ、2回目は上位2名で、3回目に1名決定するというのだったら、3回でできるかと思ったのですけれども。これ、従来の慣行なのかどうかお聞きしたいです。

○光石委員長

従来は得票数を明らかにした上での選挙、回数を重ねていると思います。足し上げて過半数までというのはこれまで日本学術会議の選挙では行ってはいないと思います。

○事務局

会長のおっしゃる通りでございまして、これまでについては、1回目の投票で過半数が出た方がいらっしゃらない場合、1位の方が何票、2位が何票と公表した上で、再び、当時であれば210名の方を候補者として投票を行うと。ただ、第3回において過半数を得た者がいない時には決選投票を行う、ここは現行と一緒ということでございます。今回、足し上げて過半数というのは、今のやり方だとなかなか候補者が絞られないので、ある程度絞るためにもこういうやり方がいいのではないかとというご議論があって、こういう形にさせていただいたということです。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。私が申し上げたのだと、1回減るぐらいで、少なくとも、これだと3回目には絞れるということです。そんなに回数の短縮にはならないのかもわかりません。得票数を明らかにしないということだったら、最初から上位何名というのでもいいかなと思ったものですので、発言させていただきました。

○光石委員長

実は、私は何度か経験しています。そこでは、結果的には人数絞られていきました。

○川嶋委員

なるほど。そんなに何度も繰り返す必要はなくなるという。

○光石委員長

どの道、3回投票して決着がつかなければ、4回目は決選投票になります。

○川嶋委員

はい、わかりました。そういうことの方が、参加の機会というか、投票の機会も増えるかと思えますし、候補者もいろんな方が出てこられるということで、それはそれで考え方としてはあり得るかなと思います。ありがとうございます。

○光石委員長

もちろん、本番の投票をする前に、何回か練習をして、システムが正常に動作することを確認しておきたいと思います。現地にいる方もオンライン投票ですが、万が一、うまく機能しない場合には紙で投票できるようにすることを考えています。現地にいらっしゃらない方で不具合が生じた場合には、できるだけ策は講じるにしても、100%対応できない可能性はあります。全ての通信状況が悪く時間内に対処できない場合にどうするかは決めておかないといけないかもしれません。誰が誰に投票したかというのは分かってはしまいますが、できるだけ救う方法で行うことにする方が、いいと思います。

○川嶋委員

もちろん人が絞られていく中で、その絞られた人の名前の投票用紙というのが電子的に作成されるということですね。

○光石委員長

そうですね。最初は230名の表が出てきて、誰かをクリックすると、投票ということになります。前に言っていましたように、白票は作ります。棄権は投票しなければ棄権になります。時間内に投票しなければ棄権になります。白票の選択肢も設けると書いてあります。

○川嶋委員

よろしいでしょうか。あとはちょっと気になったことは、以前の総会で法人化の法案の時に、56人が提案した修正の決議と、それからその後会長が提案された議題との間で、投票総数に差異があったと私は記憶しております。会長の方が、投票総数が少なかったのではないかなと思うのです。それが、なぜかというのは、私はよくわからないのですが、場合によったら、一つは投票時間の長短があったのかなとも思っているのです。特に、ネットで参加された方の数ですけど、数がどうなったかというようなことはわからないですけども、できるだけ投票時間について、この電子投票も入れた形で、合理的な時間というのがどれだけかわかりませんが、その設定は一般的には必要になってくるかなと思いました。

○光石委員長

要因はいろいろあるかとは思いますが、私の知っているところでは、時間が遅くなったため、帰りの電車などの都合で、申し訳ないけれども帰ります、という人がいました。

○川嶋委員

はい、私が聞いたところでは、後の方で、コンピューターが不具合でなかなか入れなくて、結局、あたふたしている時に終わっちゃったみたいなことを聞きました。

○日比谷副委員長

私も今、会長がおっしゃった、もう飛行機に乗らなければと言って会場を去った人を複数

知っています。投票時間が短かった方のことは、聞いてはいないですが、十分あり得ることだと思いますので、練習もそうですし、電子投票ではその辺りは気をつけた方がいいかなと思います。会場で途中から帰らないと思いますが、でもそれも可能性としてはありますよね。

○光石委員長

ないことはないです。もちろん重要な総会とはいえ、都合で帰られる方、何らかの事情で投票に参加できない方がいらっしゃるとは限らないです。

○日比谷副委員長

はい。急に気分が悪くなったとか、いろいろ考え出すときりがないですけども。

○光石委員長

はい。よろしいでしょうか。細かい文言等々については、幹事会懇談会にかける資料については、会長一任としていただけませんか。もし大きな変更等があれば、また、ご相談いたします。幹事会懇談会、少なくとも臨時総会等々ございますので、変更がもしあればお願いします。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。ちょっと別の点ですけども、事前周知というところで、会長候補者・自薦者のリスト・抱負等を会員に送付というのがあるかと思います。おそらくこのあたりは、手続的には結構デリケートな問題がいろいろあるかと思っております。例えば、他人が出した抱負を見る機会はあるとはいけないと、私は思っておりますので、いつまでに抱負を出すということを画一的に決めていくということと、それから当然そういうふうに考えられていると思うのですけれども、送付も一挙にというか、一律に行うと、その手続的な面でも全員平等に行うのがいいのではないかなと思います。言わずもがなの問題で、すみません。

○光石委員長

作文をされる候補者の方が、他の人の作文を見る機会はないようにしたいと思います。簡潔な業績及び会長としての抱負というところの、抱負は1000字以内と決めています。簡潔な業績の部分についても、フォント何ポイント以上で何ページ以内という制約を作るほうがいいと思います。自分にとっては簡潔と言って10ページ程提出する人がいないとも限らないので。例えば、10.5ポイントで、全部で2ページに限るとしてはどうでしょうか。今ここで少し議論いただければと思います。何ページ以内など、どうでしょうか。決めておくほうがいいと思います。

○日比谷副委員長

はい、私も決めた方がいいと思います。個人的な体験を申し上げますと、私が ICU の学長候補者だった時は、非常に厳格にポイント数と紙のフォーマットまで全部決まっていたので、この中で絶対取めろと言われておりましたというのが 1 点目。

2 点目は、主要な業績という時に、学術会議ですから、当然専門の分野の論文ですとか、著書ですとか、そういうものを挙げるということはあると思いますが、やはりこれは会長候補者なので、組織運営の経験、組織の中での役職の経験とか、ある程度それぞれについていくつずつということまで決める必要はありませんが、項目をここで議論した方が私はいいいのではないかなと思います。ちょっと皆様のご意見を伺いたいです。以上です。

○光石委員長

今、簡潔な業績になっていますが、どういう項目について書いていただくかを示しますか。明示しておく方が無難かもしれません。いわゆる学術業績、組織運営の経験など。

○日比谷副委員長

今までは会員になるという時に紙を出して。そういう目的とは知らないで、当日総会に来る人もたくさんいましたが、一応その中にあるのはいわゆる研究業績とか、組織運営もあったと思いますけど、あとは国際学会でのいろんなポジションなどを書いていたと思うので、あれも参考にしながら、ちょっとこれは議論していると時間がかかってしまうので、事務局とも相談しながら、まずは原案を作ってということではいかがでしょうか。

○光石委員長

はい。研究業績、組織運営の経験、国際的な活動ではどうでしょうか。

○日比谷副委員長

そうですね。国際的な活動というのも、もう少しまとめると、学協会歴のようなことで、国内外両方でも、非常に大きな学会の国内であっても会長をなさったというのは、組織運営の重要なポイントかと思います。あと、研究業績、職歴、主なものといったところでしょうか。

○光石委員長

略歴も書いていただきますか。

○日比谷副委員長

略歴というのは、学歴とかそういうことですか。

○光石委員長

そうですね。会員になる時の情報は、別にあるのでしょうか。私達が会員になる時、確か

A4 一枚があったと思います。

○日比谷副委員長

会員になるときに業績なども出しましたよね、確か。

○光石委員長

業績は出したかもしれませんが。私も3年くらい前なので、きちんとは覚えていないですが、各会員について、A4 一枚に、略歴は載っていたと思います。

○日比谷副委員長

学位とか最終学歴とか載っていたと。あと職歴ではないでしょうか。

○光石委員長

それ以外に先ほどから出ていますように、簡潔な業績で、組織運営の経験は国内外を問わず、本務かどうか、いろいろな場合があるとは思いますが。どの経験でもいいのではないのでしょうか。

学術研究業績、組織運営の経験、国際的な活動くらいでどうでしょうか。国内外の学会の運営というのも組織運営の経験に入るということでどうでしょうか。

○日比谷副委員長

よろしいと思います。

○磯委員

質問ですが、履歴について、いわゆる古典的形式である何年何月、何々という形にするのか、今、学術会議でも推奨されているナラティブな形とするかの方針は決めなくてよろしいでしょうか。

○光石委員長

どうでしょうか。ナラティブ CV にすると結構文量が増えるかもしれません。

○磯委員

どちらでもいいですが、ある程度の方針を決める必要があるかと。

○光石委員長

ナラティブ CV というと、10 ページ、20 ページ書く人がいるので、2 ページ程度でどうでしょうか。何ページでも構いませんが、あまり長くない方がよいのではないのでしょうか。

○磯委員

抱負は1ページで、研究業績や活動などは2ページぐらいということでしょうか。

○光石委員長

そうですね。業績は1ページに書く。主要な論文リストを入れてもいいですが、論文リストを入れるとしても、本当に主要なものしか入らないと思います。したがって、こういう研究をしたということをナラティブに書いていただく方がわかりやすいのではないのでしょうか。

○磯委員

論文リストを出しても、他の分野の先生には論文の内容は多分わからないと思います。

○光石委員長

ですから、説明を書いていただく方がわかりやすいのではないのでしょうか。

○磯委員

説明ですね。はい。了解しました。

○光石委員長

学術上の研究業績、組織運営の経験、国際的な活動等にしておきましょうか。10.5ポイント以上、全体で2ページ。フォントの種類までは指定しなくてもいいのでしょうか。

他に気になることはありませんでしょうか。

では、まずは幹事会懇談会に案をお示しし、とにかく9月3日を確保いただくことにしたいと思います。

○明和委員

よろしいでしょうか。所信表明の時間配分が一人3分以内厳守と書いてあるのですが、これどうするんですたっけ。タイムコントロールをするんですたでしょうかね。

○光石委員長

はい、ベルを用意して鳴らす予定です。

○明和委員

やるんですか。

○光石委員長

そうしないと喋る人はたくさん喋ってしまうと思います。誰が司会をするかは、決めましたでしょうか。前回議論したように思います。

○事務局

会長職務代行者ということになるかと思います。

○光石委員長

はい。候補者に入っていない年長者でしょうか。

○事務局

そうですね。新しく会員になる方のうちから、内閣総理大臣より権限を委任された光石会長、設立委員としての光石会長が指名された方ということになります。これまでのご議論だと、例えば最年長者とかにしてはどうかというようなご議論があったと承知いたしております。

○光石委員長

名前が挙がっていない人の中で最年長者です。

○川嶋委員

もしもお断りになられたら、それは次の方ということになるでしょうか。

○光石委員長

そうなると思います。他はよろしいでしょうか。

先ほどの追加ですが、この委員会のメンバーには、お気づきの点があれば、言っていただくということにしたいと思います。幹事会懇談会の資料につきましては、軽微な変更であれば、会長一任をいただいておりますと、ありがたいと思います。

議題1は以上といたしまして、今月の幹事会懇談会で確認することとしたいと思います。そこでいろいろ意見が出る可能性がありますし、そうしましたら、またこの準備委員会に戻すなりして議論したいと思います。まずは、9月3日を確保いただくというお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、議題2の日本学術会議会則（案）についてに入ります。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。それでは資料2に基づきましてご説明をさせていただきます。これまでの議論を踏まえまして、新しい体制において、総会で決定いただくことを予定いたしております、日本学術会議会則（案）の一部についてお示しをするものでございます。

最初に、本会則の法的な位置づけについてご説明させていただきます。新しい日本学術会議法の第6条という規定がございます、ここでは、「会議は次に掲げる事項について、日本学術会議規則を定めるものとする」となっておりまして、法律によって定めるとされてい

る事項のほか、会議の運営にかかる基本的な事項、これを規則で定めるということが法律で決まっているということでございます。今回、この法律に基づく日本学術会議規則として、この会則を定めたいというものでございます。

その内容といたしましては、現在の法律に基づいて置かれております日本学術会議会則に相当するもの、それを引き継ぐものということになりますけれども、その他、これまで法律で書いてあった事項が規則に委ねられているというような事項もございますし、別途、日本学術会議細則などもございますので、そういった規定も盛り込む形で、新しい日本学術会議会則を作りたいと考えております。なお、本会則、日本学術会議規則の制定・改廃が総会の決議によらなければならないことは、法律に規定されているということでございます。

続きまして、章立てについてご説明をさせていただきます。左側が新しい会則案の章立て、右側が現行の会則の章立てでございます。その考え方でございますけれども、法律において規定されている事項、総会とか役員会については、法律の規定順で規定をします。その上で、第九章以下、今回の法律には規定されていない事項については、現在の会則の規定順を踏まえて決定すると、これが九章から十三章までで、その他、雑則と附則という構成にさせていただきます。

今回お示しいたしますのは、この法律において規定されていない事項のうち、連携会員を除く事項、すなわち第十章の部、第十一章の委員会、第十二章の若手アカデミー、第十三章の事務局についてご説明をさせていただくものでございます。

以下、内容についてご説明させていただきます。5 ページがその概要でございます。それから、7 ページ以下に、いわゆる新旧対照表をお付けいたしております。真ん中の欄が新しい会則の案文ということになります。適宜ご参照いただければと思います。

まず、これまで中身をご議論いただいた中で、特に変更がないような事項については、基本的にはもうそのまま、これまでの法令・会則・細則等の規定ぶりを踏襲するというのが大前提ということでございます。

その上で変更点などについてご説明をさせていただきます。まず部でございます。部については、基本的にはこれまでのやり方を維持するというご議論であったかと思っておりますので、一部、二部、三部を置くこととするとか、その役割などについては特に変更をいたしておりません。ただ、役職、役員になる方について、これまでは、部長1人、副部長1人、幹事2人を置くとなっていたのですが、副部長をもう1人増やしてはどうかというご議論があったかと思っておりますので、副部長を2人とするというところでございます。その他、新旧を見ていただきますと、いろいろ変わっているように見えるかと思っておりますけれども、基本的にはこれまで他の規定を準用していたものをそのまま書き下したりとかいうようなものでございまして、内容に関わる修正ということではございません。以上が部でございます。

続きまして、委員会でございます。委員会については、具体的なものについては、後ほどまとめてご説明させていただきますけれども、まず、会員は、少なくとも一つの委員会に所属するものとする。これまでこういう規定はなかったのですが、当然のこととして、委員会とかには所属していただくのだらうということで、今回置いてはどうかというのが1つ目です。

それから2つ目、委員会の役職・人数ですが、これまでは委員長一名、副委員長一名、それから幹事を二名置くということが書いてあったのですが、委員会によってはちょっと規模が小さいような委員会もあって、必ずしも幹事二名置く必要もないのかなということもありますので、その他必要に応じて幹事を若干名置くことができる、ということで、幹事については少しフレキシブルにしてはどうかという修正でございます。

それから3番目、委員長の選任でございますけれども、機能別については、これまで総会が選ぶということになっていたのですが、これを会長、副会長、それと会長特別補佐の中から役員会が定めるということにしてはどうかというものです。それ以外については委員の互選とするということで、これはこれまで通りということでございます。

その上で、具体的にどの委員会をどういう位置づけで置くかということについては6ページをご覧ください。こちらが全体の案でございます。それぞれの委員会、特に機能別委員会がどういう役割を担うかというのは、新旧の一番最後、17ページのところにもありますので、こちらも適宜ご参照いただければと思います。

図の方でございますけれども、左側が今回の新たに置こうとしている委員会の構成、右側に書いてあるのが現行の委員会の構成です。まず、現行の委員会がそれぞれどうなっていくかということについてご説明をさせていただきます。

機能別委員会が一番上、選考委員会でございますけれども、会員の選考については、法律に基づきまして会員候補者選定委員会が置かれますので、本委員会の業務から外れます。一方、連携会員の選考という業務は引き続き残りますので、こちらについては、新たに役員会附置委員会で連携会員選考委員会を置いてはどうかと考えています。この機能別と役員会附置、これまでの幹事会附置ですけれども、との関係ですが、基本的には機能別の方に統合してはどうかと思っております。一方で、法律上、役員会の業務というのが決まっております、会長の職務に関し、特に必要と認める重要事項を審議するというのが基本的な役員会の役割になっておりますので、会長の職務というのは、会議の運営・経営に関する事務の総理ですので、そういう経営に比較的直結するような、人事でありますとか、下にあります、外部資金の適切性の審査とか、そういったものについては、役員会附置としてはどうか。それ以外については、機能別に統合するという整理にしております。

引き続き、ご説明させていただきます。2番目、科学者委員会についても、引き続き科学者委員会として、機能別で設置することとしております。ただ、そのうち地区会議に関する業務については、新たに作ります社会活動・広報委員会の方に移してはどうかという案でございます。それから3番目、国際委員会については、特段変更なく国際委員会としております。それから、科学と社会委員会については、これまで担っていた、国民との関係とか、そういう業務については、こちらも社会活動・広報委員会の方に移してはどうかという案でございます。国民の科学に関する理解増進とかいった業務でございます。

続いて、その下の分野別委員会については、これまでのご議論で、新たに増やす、減らすというような結論は出ていないと承知いたしておりますので、これまでの30委員会はそのまま存置するという案にいたしております。

それから、幹事会附置委員会のうち、財務委員会については、機能別委員会として、引き

続き置くと。ただ、その規定ぶりとしては、予算・決算に関する重要事項を審議する委員会という形にさせていただいております。それから、広報委員会は、先ほど申し上げました社会活動・広報委員会がその機能を引き継ぐということになります。それから、科学的助言等対応委員会につきましては、名前も変わりますが、意思の表出全般を見ていただくということで、意思の表出対応委員会ということで、機能別委員会としてはどうか。それから、地方学術会議委員会については、社会活動・広報委員会の方にその機能を移してはどうか。それから外部評価対応委員会については、外部評価自体が、今度は自己点検評価の前提として、まずやっていただくというような整理であったかと思っておりますので、新設される自己点検評価委員会の方に、その機能を移してはどうかという案でございます。

その上で、左側、今回、新たに設置することを想定している委員会についてご説明させていただきます。赤字になっている部分でございます。まず一番上、企画委員会でございますけれども、これは現在のアクションプラン企画WGの機能をほぼ引き継ぐようなものを想定いたしております、各期の重点事項でありますとか、非常に大きな学術会議としての戦略を検討いただく場ということを考えております。それから、先ほど何回か出てまいりました社会活動・広報委員会、こちら今申し上げた通り、科学者委員会の一部、科学と社会委員会、広報委員会、地方学術会議委員会などの機能を引き継ぐ形で、広報の関係、それから地区会議、地方学術会議など地方の関係、それからフォーラム・シンポジウムなどについて、ご検討いただく委員会ということをご想定しております。それから、ガバナンスにかかるものとして、中期的な活動計画と年度計画についてご審議いただく委員会、それから、先ほどの自己点検評価委員会、これは外部評価も含むということでございます。それから、会長候補者選考委員会というものを置いてはどうかということです。

分野別については、先ほど申し上げた通りでございます。

あと、役員会附置として、先ほど申し上げました連携会員の選考委員会、それから外部資金の適切性について審査をいただく外部資金等審査委員会を置いてあるという案にさせていただいております。以上が委員会でございます。

それから、若手アカデミー、事務局でございますけれども、若手アカデミーについては、特段内容の変更はしておりません。若手アカデミーのご議論の中で、年齢要件を50歳未満にするであるとか、入っていただくにあたって、面接等を行ってはどうかというようなご意見もいただいているところでございますけれども、これは、この規則というよりは、もうちょっと下の役員会決定以下のレベルで、ご規定いただくような話なのかなと思っておりますので、規定ぶりは現行と同様とさせていただいております。

最後に事務局でございます。事務局については、法律上の根拠はないのですが、今回、この会則上、事務局を置くこと、それから事務局長その他の所要の職員を置くこと、事務局長の職務について、規定をさせていただくということを考えております。なお、現行の事務局組織規則などにおいて、例えば会議の運営においては、事務局長を事務総長と称するとか、いくつかそれ以外の規定もあるのですが、これは新しい規定では不要かと思っておりますので、そういったものについては、削除をさせていただいているところでございます。ご説明は以上でございます。

○光石委員長

ありがとうございます。若干補足しますと、これまでは、先程の表、ポンチ絵で、分野別委員会の方が上に書いてあったのですが、日本学術会議の趣旨からすると、分野を超えてご議論いただくというのが、そもそもの日本学術会議に求められていますので、常置委員会の機能別委員会の方を上に書いたほうがいいのではないかとということで、分野別を二番目にしています。今、企画 WG と呼んでいるものは、ある意味では私的な、戦略作戦会議ですので、議事録も作らなくていいという良い点もありました。しっかりと企画をする委員会を置くほうがいいのではないかとということもあり、実際に活動していますので、オフィシャルにもこういうものを見える形にするということも大切と思っています。

質問ですが、平時になった時の会員候補者選考委員会は、ここに委員会として置かなくてもよいのでしょうか。

○事務局

そうですね。もちろん、会員候補者選定委員会自体は、一つの委員会として置かれるので、要すれば、この図の下に別枠で書くこともできるかなと思います。

○光石委員長

平時でなくても、会員候補者選定委員会は置かれるのでしょうか。置かれるとするとどこに書くのでしょうか。

規則に関する資料の 7 ページで、第一部は人文科学を中心とする科学の分野において云々と書いてありますが、「人文・社会科学」の「社会」は今までもなかったのでしょうか。入れなくていいのでしょうか。第一部は「人文・社会科学」と今まで説明してきていると思いますが、ここには入っていないのは、なぜでしょうか。

○磯委員

私も同じことを気づいたので質問しようと思っていました。今、使用している文言は「人文・社会科学」です。

○事務局

こちらは、右側に書いておりますとおり、現在の日本学術会議法第 11 条の規定をそのまま引っ張ってきたもので、法律上は、第一部は人文科学を中心とするとなっているということでございます。

○光石委員長

「人文・社会科学」にする方がいいのではないかという気がします。「・」を入れるというのは、こういう法律であまりないかもしれませんが、「・」をどうするかという議論はあるかもしれません。

○明和委員

私の記憶の範囲では、第6期の科学技術イノベーション基本計画から「人文・社会科学」という文言が使われるようになったと思います。問題は「人文・社会科学」とすることに対して、第一部の先生方がどう思われるかというところが大事なので。多分吉田先生がこれからおっしゃると思うのですが、人文科学という表現に抵抗感をもつ先生方もいらっしゃると思いますので悩ましいです。国レベルで言いますと、第6期の科学技術イノベーション基本計画には、人文・社会系も科学という名称がつくということは決まっております。

○吉田委員

第一部としては、やはり人文科学、社会科学で社会科学を入れていただきたいと思います。入れ方については「・」でいいのか、あるいは、「人文科学、社会科学」にすべきかは、これは法律上の問題で決めていただければいいと思います。

今、明和先生ご指摘の、人文科学ではなく人文学、ヒューマンサイエンスではなくヒューマニティーズだとおっしゃる方は確かにいらっしゃいます。この前の総会の時の部会でも少し議論をしたのですが、とりあえず「人文・社会科学」でもいいかということで合意には至っている状況です。特に磯先生が中心になってお作りになっておられる憲章では、「人文・社会科学」という表記を使っておられたと思うので、もしそれと平仄を合わせるということであれば、その方法も一つかと思います。そのあたりは法律としてどうするかということと、全体の平仄ということで決めていただければいいですが、社会科学という表現をどこかに入れていただければと思います。以上です。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。ちなみに「理学・工学」は「理学及び工学」になっています。法律では「・」というのをを使うのか使わないのかは、私もよくわかりません。

○川嶋委員

おっしゃる通り、「・」は使わないので「及び」がいいと思います。その「及び」の時に「人文科学及び社会科学」とするか、先ほど吉田先生おっしゃられたような「人文学及び社会科学」とするかは、議論の余地があるかなと思います。私は「人文科学及び社会科学」でいいのではないかなとは思いますが、みなさん、いかがでしょうか。

○光石委員長

はい。私も、人文学と思っていたのですが、人文科学という言い方もあると言われこともあり、両方あるのかと思っていました。

○磯委員

これは会則なので法律とは違いますので、「・」の使用を避ける必要があるかということ

を確認したいと思います。というのは、先ほどのお話があったように、今、憲章では「人文・社会科学」、「理学・工学」を使っているのです。

○光石委員長

法律ではないですが、あまり規則に「・」は使わないと思います。私も素人ですので。

○川嶋委員

これ会則ですけど、会則は一応規則で、広い意味での法、規範ですので、一応それに則った方がいいのではないかなと思います。ただ、おっしゃられたように憲章とかいうものでしたら、また扱いは別にしてもいいのではないかなと思いますけれども、平仄を合わせるのがいいのかもわかりません。

○光石委員長

ありがとうございます。「人文学」か「人文科学」かは、まずは、第一部の方を中心にご議論いただくのがいいと思います。先ほどのいろいろな委員会のところはどうか。順番について、機能別委員会を上にしていいかどうか。企画委員会を、公式な会議としていいかどうか等々。

○磯委員

このシェーマに関して私も異存ありません。ただ細かい点ですが、下の方の委員会のところで一名というのが、その前は数字で○人になっているのが、ここだけ漢数字になっているので、統一した方がいいのではないかと思います。

○光石委員長

5 ページでしょうか。

○磯委員

ここです。委員会のところの委員長一名、副委員長一名って書いてあります。上は役員会の方は算用数字ですね。

○光石委員長

はい。これはそうですね。算用数字の方がわかりやすいかもしれません。

○川嶋委員

今のところですけれども、委員会につきまして、一つ目の・のところに、「会員は少なくとも一つの委員会に所属するもの」とするとありまして、私もそれがいいと思っています。この場合の委員会というのは、分野別委員会を指しているということでしょう。おそらく、光石先生がおっしゃられたように、まず機能別委員会の方を上に出ると、

それで、分野別委員会を下に置くというので、私はその方がわかりやすくいいと思うのですが、分野別委員会をまず上に置くことの意味は、まずみんなそこに入って、その中からそこに属している人が、機能別委員会の方に場合によっては枝別れしていくという、そういうことがあって、そういうふうにされたのかとも思ったのです。ここで委員会に所属するものとすると言ったら、機能別委員会に一つ入っていたら、もう分野別委員会はいらないのではないかなというように言う人は、いないとは思いますが、ちょっとその点が表現として気になりました。それが一つです。

それから2つ目としましては、3つ目の・のところに、「機能別委員会の委員長は、云々、会長特別補佐のうちから、役員会が定めることとし」とあるのですが、この場合には会長特別補佐というのは会員から選ばれるという前提で書かれているのでしょうか。それとも、連携会員も含まれているのか、あるいは連携会員（特任）というのも、ここに入り得るのかということについて質問させていただければと思います。以上でございます。

○光石委員長

ありがとうございます。まず、常置委員会として機能別委員会と、分野別委員会がありますので、どこかの委員会に所属することというのは、分野別委員会のどこかにという意味だと思います。明確に分野別委員会と書いておく方がいいかもしれません。

会長特別補佐は会員の中から選ぶということを想定していますので、もしそれでよければ、会長特別補佐を会員の中から選ぶということを明確に書いておく方がいいかもしれません。

○川嶋委員

そうしましたら、おそらく、この会長特別補佐の役割としまして、例えば広報の課題であるとか、ちょっと会員の中では賄いきれないようなものも出てきた時に、もうそれはやむを得ないと考ええるということになるのでしょうか。

○光石委員長

広報に長けた方を選ぶ、置くというのは、事務局機能の一つとして置くことになります。そこを仕切る方は会員のどなたか、すわなち、会長、副会長、あるいは会長特別補佐のどなたかをお願いするのがよろしいのではないかと思います。実務は、広報に長けた方が行うにしても、仕切りはやはり会員がしている形がいいと思います。

○川嶋委員

はい、賛成です。ありがとうございます。

○吉田委員

今の川嶋先生のご説明とほぼ同じこととお聞きしようと思ったのですが、この会長特別補佐は会長が指名される役職ということではよろしいのでしょうか。

○光石委員長

そうです。

○吉田委員

その場合に具体的に何をするかということは定めないということではよろしいですか。機動的に動けるような人っていう意味合いだと思うので、特に具体的に何をするということは定めないでおくのかという質問です。

あと、これはどのレベルの規則で定めるのでしょうか。その会長特別補佐を会員の中から選ぶとか、会長が指名するとか、そういった内容はどこで定められるとか、それを教えていただけないでしょうか。

○光石委員長

まず一番目の質問で、所掌を書かないのかという件について、規則には書かないのですが、その期なり年度なり、年度といっても10月から始まる一年においては、所掌はやはり明確にする必要があると思います。例えば、副会長のどなたかが国際、別の副会長のどなたが財務、科学者委員会に対応するなどです。ただし、会長特別補佐が何をするかは、期を超えてどうするかはいろいろあり得ますので、そこは規則には書かないという意味です。繰り返しになりますが、ある期において、途中で変わってもいいと思いますが、やはり所掌は明確にしておかないと、皆さん動きにくいのではないかと思います。

どのレベルの規則でということは、私もどう答えていいかわかりませんので、事務局から、もし何かこうするのがいいのではないか、このように考えているということが、もしあればお願いします。

○事務局

はい、資料の4ページをご覧くださいと思います。章立ての部分でございます。新会則の方の第三章というところに役員等となっております、「(会長特別補佐を含む)」ということになっておりますので、会長特別補佐の根拠規定自体は、その第三章のところで規定することを予定いたしております。その内容としては、今、会長からお話ございました通り、会員のうちから会長が任命するということを規定するということです。ただ、機動的に設置できるようにするために、規定上職務を明示しないというご結論であったかと思いますので、例えば何々担当の補佐を置くみたいな書き方にはしないで、実際に会長が任命いただくときに、あなたは例えば広報を担当してくださいというようなことを、お話しいただくかなと考えているところでございます。

○光石委員長

吉田先生、よろしいでしょうか。

○吉田委員

はい、ありがとうございました。

○光石委員長

他にどうでしょうか。

○川嶋委員

すでに非常勤の会員、連携会員の組織で、これだけの多くの委員会が設けられて、おそらく皆さん、かなり大変な思いをされると思います。もうちょっと別の言葉で言えば、おそらく事務局の方々の実働がかなり大変になるのではないかなという印象を持っている中で、申し上げるのは非常に申し訳ないですが、一言付言させていただきます。結局、特殊法人という独立した法人になる時に、現在ある法人、他の類似の法人と比較した場合に、こんなことはあってはいけなんでしょうけれども、例えば、ハラスメントの防止委員会とか、あるいは法務関係の委員会であるとかは必要ないでしょうか。それはガバナンス一般に関係するもので、他で対応できるのかもわかりませんが、対外的に法令遵守を、この非常勤の組織の中でもきちんとしているんだということを、委員会などで示すことができるようなものを作っておく必要はないかどうかというのが、やや心配です。例えば大学の中でハラスメントがあれば、キャンパス・ハラスメント防止・対応委員会に対応するとか、そういうような感じで、その内部でいろいろされると思いますけれども、ないと信じているのですけれども、今後どうなるかわからない世界です。この組織の中で何かあった時に、それに対して、アドホックに委員会を作るということは考えられるかも知れませんが、何らかの対応をする常置の委員会等の必要はないかどうかという懸念でございます。

○光石委員長

ありがとうございます。内部通報ですとか、そういうことに対応する委員会は、普通どういう名称でしょうか。

○川嶋委員

それはおそらく、いろんな名称があると思います。倫理審査委員会であるとか、あるいは、ハラスメント防止委員会であるとか。そのハラスメント防止委員会も、その窓口を外に置くということで対応するとか。つまり会員、連携会員だけではなくて、職員の方もいらっしゃいますので、その場合には職員の方も交えた何か委員会を作る必要はないかどうかということです。必要ない組織というのは、パーフェクトですけども、人間の社会ですので。つまり、後から作るっていうのは、ちょっとかっこ悪い感じがいたします。啓発活動も含めて、事前にちゃんと考えているということを示す方がいいのではないかとということでございます。

○光石委員長

はい。趣旨はわかります。どのような名前がいいですか。

○事務局

事務局でございます。ご指摘あった事項でございますけれども、前回の本委員会においてお示した資料の中で、新規に作成する法人経営に係る細かい規程類をご覧いただいたかと思えます。その中で、まだ出来上がっていないですけれども、これから作成予定の規程がこんなにありますというリストもお示しておまして、その中に日本学術会議内部統制等規程というのが含まれております。この中で公益通報とかそういったようなことについては規定することを予定いたしております。基本的には経営に関する事項の一つとして会長決定かなと思っておりますけれども、これも案ができましたら、本委員会にお示しをしたいと考えているところでございます。

○光石委員長

内部統制という名前は確かにあります。

○川嶋委員

ありがとうございます。おそらくそれはおっしゃる通りで、法律に義務付けられているので、必要になるかと思いますが、その後の話ではないかなと思います。それを受けて、それを審査する組織が必要となり、濫用的な通報なんかもあるわけですので、その事案というのをどう処理していくのか、対応していくのかということについて、ある委員会なり、独立した委員会、それが設けられている必要があるのではないかなと思います。

○光石委員長

仮に、内部統制委員会を作る場合には、次の者をメンバーとすることにし、会長、副会長、あるいは事務局長、他にもあるかもしれませんが、一般の会員からも、例えば、2名くらいで、望むならばそれが発動されないようにしてはと思います。

○事務局長

実は、今回、会則の中で、様々な委員会について規定がございますけれども、これはどちらかと申し上げますと、日本学術会議の本来業務と言いますか、学術に関することを担当していただくための委員会ということでもあります。法人である日本学術会議の、今おっしゃったような様々なハラスメント対策でありますとか、それ以外の、労働関係等で様々な作らないといけないルール等がございます。その中には必要な会議体を設置するというようなことも求められるものがございます。それについては、別途、先ほども企画課長の方から申し上げましたけれども、個別の運営に関する規則の中で書いていくということで、この会則の中には入れてないということでもありますけれども、場合によっては、それも含めて会則に書くべきというご判断もあるかもしれませんが、基本的には、この日本学術会議の本来活動につ

いて書く会則とは別の中で、様々な組織体でありますとか、今会長がおっしゃったようなイメージも含めまして、書かれていくということで、若干その説明、重複しているかもしれませんが、そういうことで今現在議論しているということでございます。以上です。

○光石委員長

事務局で、ある程度必要なものを検討、お示しいただき、それを見て、必要十分かという議論をこの委員会でもしてはと思います。

○川嶋委員

はい、了解いたしました。その際に、ちょっと法学委員会の人間が、負担が増えてというので戻ったら怒られるかもわかりませんが、多分、法律関係の人が、その委員会に一人は入っておられた方がいいのではないかと思います。会長、副会長等、事務局長を含めまして、法律関係の人は一人入っていた方がいいのではないかなと思いました。

○光石委員長

はい、他にはいかがでしょうか。

今ちょうど示されているものの、現行では栄誉会員に関する、十二章がありますが、これは次期になって、いろいろな賞等を含めて議論するということにはなっていると思います。それからでもいいでしょうか。これから付け加えることになりますか。どこか間に入ると、ほかの章が順送りになるのかもしれませんが。

他にはいかがでしょうか。

○川嶋委員

事務局のところですけども。ページ数では15ページです。現在の日本学術会議法の第16条というのが、日本学術会議にというので、規定してあるものを右に書いていただいて、「日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる」と。こう書いてあるのですけれども。もちろんわかりますが、これは主語がないのです。なんでこの16条がこうなっているのかというのが、内閣府の中にあるからこういう表現になるのか、私はよくわかりませんが、この事務局の規定を新たに作るとしたら、「日本学術会議は」というのを主語にした方がいいのではないかと思います。ただ、そうすると条文としては、第〇条で「日本学術会議は事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる」というのはちょっと変なので。「事務局を置き、事務局が日本学術会議に関する事務を処理する」とか、そういう文言にした方が、結局誰がさせるのかということになってしまいますので、主語を明確にした方が分かりやすいのではないかと思います。以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。事務局から何かコメント等がありますか。

○事務局

ここについては、他の組織との横並びで、例えば若手アカデミーについても、「学術会議に若手アカデミーを置く」とか、部会とか、他の組織についても、「学術会議に何々を置く」という規定になっているので、それに揃えているということかと思います。

○川嶋委員

なるほど、ありがとうございます。「置く」で終わる場合には、それでもいいのかもわからないですけども、「処理させる」という表現になっていますので、結局は、誰がという問題が出てくるのではないかと思います。私の懸念が当たらなければ、それはそれで別にいいかなとは思いますが。意味がわかればそれでいいかなとは思いますが。もちろん、「助け」とかいう文言がありましたよね。職員が助けとかいう文言がどっかにあったかとは思いますがけれども。

○事務局

今のご指摘を踏まえまして、「学術会議に、学術会議に関する事務を処理させるために事務局を置く」というような形ではいかがでしょうか。

○川嶋委員

はい。わかりやすいと思います。すごく。

○事務局

ありがとうございます。

○光石委員長

「させる」という表現がちょっと、このままですと気になりますね。

○川嶋委員

はい。誰がということで。

○光石委員長

はい、他にはいかがでしょうか。

○川嶋委員

すいません。どなたもいらっしゃらなければ、その事務局の続きと言いますか、次の16ページですけども、これは現在の事務局長の規定で3項までこう書かれていて、4項と5項、4項「事務局長は総会及び幹事会において議長を補佐し、必要な場合には意見を述べるができる」という規定と、「事務局長は部会、連合部会及び委員会に出席し意見を述べ

ることができる」という、この4項、5項は削除されるということでしょうか。どこか他に移されたのでしょうか。幹事会というのは、今度はないので、役員会になるかとは思いますがけれども、お聞きしたいです。

○光石委員長

事務局、どうでしょうか。

○事務局

そうですね。もちろんこの事務局の規定、これで終わりということではなくて、具体的にもっと細かい組織とか役割などについて規定する規程自体は、組織規則のようなものになるかと思いますが、置くことを予定いたしております。ただ、事務局ですので、ある程度フレキシブルに、組織改編等に対応できた方がいいかと思いますが、それは総会決定というよりは、もうちょっと下のレベルで規定することを予定いたしております。その際に、この3項から5項までを書くかどうかというところ、確定しているわけではないのですが、例えば3項などについては、会長と副会長に共に事故がある時の臨時職務代理みたいな規定ですので、果たしてここまで規定することが必要なかどうかということも含めて、ということかなと思っております。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。私、4項、5項は非常に重要なことではないかなと思っております。会則のところに明文の規定がある方が、事務局が動きやすいかと思いました。結局、常勤は事務局の方しかいらっしゃらなくて、みんな非常勤ですし、その事務局の方のサポートなくしては、おそらく申し訳ないですけど、すべて動かないというのがこの組織だと思っております。したがって、やはり事務局長の権限として、ちょっと事務局長、大変なので申し訳ないですけども、このぐらい書いた方がいいのではないかと、私は思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。

○光石委員長

書いておいて悪くないという言い方もあるかもしれませんが、あっても差し障りはないのではないかと思います。書いてある方が、発言しやすいかもしれません。

○川嶋委員

もうちょっと別の言葉で申し上げましたら、例えば国立大学法人でも、事務長に相当する人が副学長とか理事とか、そういうのになるケースがありますので、その運営に不可欠だと思います。役員会が、ああいう形で法には限定されていますけれども、前おっしゃられた説明者というような形で、事務局の方々にサポートをいただかないと、実際には、機能しないのではないかなと思います。

○光石委員長

ここに書いておいても、別のところでもいいですが、書いておく方がいいかもしれません。今度、会長は常勤の職になり得ます。

○川嶋委員

はい、そうでしたね。ただそれがいいかどうかは、また別の問題だと思います。

○光石委員長

はい。新会長がそれを望めばできます。エフォート率の考え方はあるかもしれません。

別表の第2で、17 ページです。仮に企画委員会を置く際に、各期の重点事項に関することといえば、それはもちろんそうですが、今どちらかというと年度計画、中期目標に関しての戦略を議論していますので、それだけにとどまらなくてもいいですが、もう少し規定をしておいてもいいと思います。書き振りはいろいろあるかもしれません。「中期目標の実現に関すること」、あるいはその戦略自身も含めてもいいかもしれません。「等に関すること」としておく方がよいと思います。重点事項に関することは、何でも議論するのは少し違うと思いました。

下に中期的な活動計画・年度計画委員会があります。これは計画を立てる方で、実現するのはおそらく、企画委員会になると思います。それだけにとどまらず、議論できるようにしておく方がいいと思います。

他はよろしいでしょうか。資料が大部ですのでもう一度、見ていただき、気になることがあれば、また、次回以降に言っていただければと思います。

○明和委員

瑣末なことかもしれませんが、財務委員会のみが「重要な事項」というように「重要」という文言が入っていて、ここには何か意図があるのでしょうか。

○光石委員長

特にはないのではないかと思います。なくてもいいのではないのでしょうか。

○事務局

はい。予算の話、非常に本当に細かい、その内訳みたいのところまで、ここでご議論いただくというのは、あまり現実味がないのかなということも含めて、重要な事項という書き方にさせていただいております。

○明和委員

なくてもいいような気がします。

○光石委員長

なくても細々したところは議論しない、なくても大きな方針という意味だと思います。他でも全部重要な事項になるかもしれませんので、ご検討ください。

○磯委員

先ほど会長がおっしゃった企画委員会のところは、その後半で「外部資金等の戦略に関すること」とあるのですが、それに加えて、例えば各種、各計画の実行に関する戦略とか、実行に移すための方策に関することとかを加えた方がよいような気がします。

○光石委員長

そういう意味では、どのような文言にするかは別として、下に中期的な活動計画及び年度計画に関することという箇所があり、計画について審議すると思います。それをいかに実現するか、中期的な活動計画の中で具体的に何を実施するか、それは年度計画に関することかもしれません。それを具体的に実現すべく方策等を検討するところという意味で、その中には、外部資金に関することを入れてくると思います。そこだけの特出ししなくてもいいのではないのでしょうか。

○磯委員

私もそう思います。

もう一点よろしいですか。これまでの企画WGで議論されたことの中に、顕彰検討委員会のような委員会が必要かと思います。これまで外部からの顕彰の候補者依頼に対して、その都度推薦をしてきましたが、どういう顕彰があるかをあらかじめ把握して、系統的に候補者を検討しておく、あとは、外部有識者からの助言や企画WGでも話題に挙がりましたが、学術会議がいわゆる学士院とは違った形での顕彰を行っていくことを検討する必要があるため、顕彰検討委員会のような委員会を入れておいた方がいいのではないかと思います。

○光石委員長

顕彰検討委員会を設ける方がいいのではないかという件について、それを企画委員会で議論するより、顕彰するための委員会を設ける方がいいのではないかというのが、これまでの意見であったと思います。もし、そういう委員会を設けるとすると、機能別委員会に入れるのでしょうか。

○磯委員

役員会附置委員会でもいいと思いますが。

○光石委員長

当面は、役員会附置委員会でよいのでしょうか。顕彰委員会、顕彰検討委員会のどちらでしょうか。

○磯委員

顕彰委員会になると、顕彰の候補者の選出に特化してしまうように見えますので、一応検討を入れたい方がよいかと思います。

○光石委員長

顕彰検討委員会としておき、検討は削除することもありうる。

○磯委員

はい。付け加えてもらえればと思います。

○光石委員長

はい。役員会附置委員会に顕彰検討委員会、仮かもしれませんが、企画委員会も仮です。顕彰検討委員会を付け加えましょう。ここでもある程度議論がされたと思います。

○川嶋委員

ちょっと話が変わるのですが、14 ページの一番上の行で、委員会関係の規定ですが、確かにこの第〇条3項は、「委員会は、これを公開とする。ただし、必要があると認められる場合、議長は議決を経て非公開とすることができる」と、そういうふうにまとめていただいております。これは確かに31条が、この18条が総会ですので、総会の規定の一部を準用していますので、こういうふうにまとめられたのかと思います。これから先の話ですが、私も確かに委員会レベルの公開というのが、あり得るのかと思うのですが、もしも公開にしてしまうと、事前に議題が出され、そこに URL 等が載せられたり、あるいは会場、ハイブリッドだと会場が指定されたりすると、機能別委員会もそうですけれども、分野別委員会も公開原則ということだとすると、それで本当にいいのかどうかというのが、私の疑問です。私は、できるだけ会議はオープンの方がいいと思うのですが、先ほどの社会科学の領域でしたら、かなりデリケートな議論なんかがなされる可能性がございます。例えば議題によっては政治化してしまうと言ったら変かも知れないですが、その可能性がなくはない感じがいたしまして、ちょっとこういうふうに書くのがいいのかどうかという点で、疑問を呈させていただきます。現在では問題がないのかわからないですけど、現在、おそらく委員会が公開ということをあまりご存知ないのではないかなと思いました。これまで傍聴の許可、許可を求める例はほとんどないですかね。このむしろ但書きの議決を経て非公開になっているかどうかという質問なんかを受けたことがないので、この規定をどうするかということは、ちょっとご検討いただいた方がいいのではないかなと思いました。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。基本的には会議体は公開とするようにということを法律で

確か言われていたように思います。実態として、今、総会はもちろん公開ですし、部会も公開ですが、委員会レベルはどうなっていますか。議事録は非常に簡易なものではありますが、公表していると思います。議事要旨で、発言録ではないと思います。事務局、わかりますでしょうか。

○事務局

はい。規定的なことを申し上げますと、右側の現行の会則の31条という規定をご覧いただければと思いますが、「委員会の会議については、法二十四条一項及び二項並びに第十八条及び二十二条の規定を準用する」ということで、この第18条、つまり現行の会則の第18条というのが、今、川嶋先生がおっしゃられました、総会に関する事項でございまして、この準用されている第18条の第4項に「総会はこれを公開する。ただし、必要があると認める場合、会長は議決を経て非公開とすることができる」ということになっているということです。これがそのまま委員会について準用されているので、現行においても、委員会はこれを公開する。必要があると認める場合は、これは会長ではなく委員長ということになると思いますが、議決を経て非公開とすることができるというのが、現行の規定であるということです。なので、今回の案というのは、言わば、それをそのまま書き下したものであるということです。

それから、外部からの話ということでは、附帯決議の中で、学術会議は、役員会、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等の会議体のすべての議事録の公表、学術会議と社会とのコミュニケーションの強化等、組織や活動の透明性向上に努めることということが、国会の方から求められているところというのは一つございます。ですので、この規定には但し書きがございますので、議決をすれば、いずれにしても非公開にはできるものでございますけれども、原則と但し書き、例外をどういうふうに整理するかということかと思えます。

○光石委員長

ここも、非公開とするとあまりよろしくないかもしれません。必要があれば、非公開議題としてはどうでしょうか。

○事務局

今ちょっと画面でお示しますが、ホームページでございまして、委員会の会議予定という形で、このようにして公表をしているというのが現行ということでございます。

○光石委員長

はい。ここからまたクリックして進む。

○事務局

例えば、こういうふうにリストがありますので、ここで公開と書いてあるものについて

は、申し込みがあれば傍聴が可能になるということになります。つまり、公開になるということでございます。

○光石委員長

基本的に公開とすることとなっています。今の企画 WG は委員会としていませんので、公開にしません。議事録も作成していません。

○磯委員

今、チャットに入っているように、審議室からの状況としては、委員会が原則公開として運用していますが、傍聴を希望することほとんどないということです。私もこれまで経験して傍聴したいという人はいなかったのと、先ほど川嶋先生がおっしゃったように、もし懸念があるようであれば、そこは委員長の権限として、こういう理由で傍聴はないという、個別の対応でよいのではないかと思います。

○光石委員長

よろしいですか。部会は、時々傍聴者がいます。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。私もどちらかというと公開派なので、一般的に法学の人間としましては、公開派なので了解しました。先ほどおっしゃられた附帯決議の点につきましても、やはり、例えば、内閣府に置かれる日本学術会議評価委員会という外部からいろいろ関与される方々の関わり方の面で公開でやるべきと言うことだとすると、内部の人間も、内部の各種会議をちゃんと公開してやらないといけないと言うのは、おっしゃる通りです。

ここ「議長は議決を経て」と書かれているので、先ほどちょっとおっしゃっていただいたように、「議長は特別の事情がある場合には非公開とすることができる」とか、何かそういうふうにするとか、つまりそうしないと、その議決を経るための、会議の前にすればいいかもわからないですけれども、一応、候補者がいらっしゃるという前提を考えると、何か少し前にやる必要もあるように思います。その待ってもらっている候補者のことを考えると、事前にやる必要があるかなと思いますので、ひと手間必要になるかなと思いますので、議長の裁量でとか、特段の事情がある場合には、というのでもいいかと思います。

それから実はもう一つは、この 31 条の規定が準用規定になっておりまして、おそらく現実には、ここまでご覧になってないのではないかと思います。これは、二つぐらい条文を見ていかないと、先ほどもちょっとご説明いただいたように、18 条の中に、総会の規定を準用する公開の規定があるという形ですので、ここまで実はあまり見られてないのではないかなと思います。それを考えたら、ここも、申し訳ないですけど、準用規定にするということ、表に委員会を、これを公開とすると出さないということも考えられるかなと思いました。ただ翻って、先ほどおっしゃられたように、学術会議はオープンな議論をやっているんだということを対外的に示すためには、本文で公開原則をきちんと書いておくというのは大

事かなと思います。これはもう皆様のご判断でお任せいたします。私はこだわりません。

○光石委員長

はい。公開とすると書いていると、公開と思われる方がいらっしゃる可能性があります。

○川嶋委員

おそらく特段の事情かなんかで非公開にするというのは難しいかなとは思いますが。

○光石委員長

人事に関することは非公開にできます。議題が微妙なものについては、非公開とすることができます。人事に関するもの以外でも、場合によっては非公開にできると思います。影響が大きい場合などにはです。

○磯委員

先ほど川嶋先生がおっしゃったように、ここのところの議長は、議決を経て非公開とする際に、時間的に議決を経る時間があるのかについては、少し懸念があります。議長が非公開にすることはできるので、事務的には問題なければ、それでいいのではないかと思います。というのは、ある人が数日前に申し込んできて、それに対して、委員会で議決をして事前に回答するには、時間的に難しいのではないかと思います。

○光石委員長

今、総会でも、議決はその場でやっています。人事に関するものなので、非公開としてよろしいですかとお伺いして、了解を得てやっていますので、事前にというか、何日か前にやらなくても、それはいいのではないのでしょうか。もうそのときに。

○磯委員

ただ、申し込んだ人が待っていて、その当日になって、公開ではないとなったという場合はどうですか。

○光石委員長

それは仕方ないのではないかと思います。どうでしょうか。

○磯委員

WEB にすでに入っている場合は、どうしたらよいのでしょうか。

○光石委員

ここからは非公開にしますと言えいいのではないのでしょうか。しかし、議長のみが決めるとする、議長が勝手なことをする可能性もないとはいえませんが、議決を経てとして

おく方が安心ではないでしょうか。

○磯委員

これから委員会を開始しますと言って、その人が入っていても、これは非公開ですので退出してくださいという言う形ですね。

○光石委員長

仕方がないのでは。

○磯委員

わかりました。

○光石委員長

議題の順番としては、公開議題がもしあれば、公開議題の審議を先に行い、その後、非公開議題にしてはと思います。最初から非公開議題となる場合には、仕方がないのではないのでしょうか。

○磯委員

はい、了解しました。

○光石委員長

参考までに、科学技術・イノベーション会議、いわゆる CSTI の木曜会合でも、公開議題と非公開議題があり、今日は全部非公開議題ですということもあります。公開議題の時は記者の方は現地に来られるか、オンラインで入っていらっしゃると思いますが、非公開議題だけですと、当然ですが、誰も来ていません。それはあらかじめ言っていますが、その時の議長が決めている可能性はあります。仕方がないのではないのでしょうか。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。私も、これまでの議論でやむを得ないというか、いいのではないかなと思います。だから流れとしましては、一応事前に議題を出すということですが、それでも、もしも傍聴される方がいらっしゃると、その会議の日に会議体が成立した段階で、最初にその方はちょっと入っていただかないで、これを非公開とする必要があるかどうかを場合によったら検討する。もしも非公開にする必要があるんだったら、入っていただかないという形をとるのか、それとも先ほどちょっとおっしゃられたように、議題の中に括弧して非公開議題とか、何か特に注記する必要があるようなものについては、事前に書いた方がいいのか、そのあたりはどうでしょうか。

○光石委員長

そうですね。どうしますか。

非公開議題とするということを議長が決めていいことにするか、あるいは議決を求めるのかという点はどうでしょうか。非公開としていいですかと言う時に、何に関する議題かは、例えば、総会であれば人事に関することであると言っています。

○事務局

人事に関する事項です、みたいな言い方をしていただいた上で、非公開の議決を取っていたかと思います。

○光石委員長

どちらがいいでしょうか。議長が決めて非公開議題とするというのもあり得ると思います。どちらにしますか。

○川嶋委員

おっしゃられたように、議長が決めると、議長の職権濫用みたいな話がありまして、議決だとみんなの責任ということになる。みんなの責任というか、多数がそれに同意するということでもありますので、議決の方がいいかもわかりません。ただ、そういうこともあって、その傍聴される方には、そういう但書きの規定はあるということは、何か事前に規定を読めばいいでしょうけれども、周知しておく必要はあるのではないかとはいいます。

○光石委員長

はい、傍聴しようと思って入ってみたところ、今日は全部非公開でしたということはある得るということです。

○川嶋委員

そういうことですね。

○光石委員長

はい、他にはいかがでしょうか。

実は5分から10分残してくださいと言われていたので、事務局から資料3について説明をお願いします。

○事務局

はい。資料3についてご説明させていただきます。お時間もありますので、簡単にご説明させていただきます。内閣府の方で作成しております、内閣府令、政令につきまして、それぞれ一本ずつ案が出てきたというものでございます。

まず内閣府令の方でございすけれども、成立時総会の招集の通知に関する事項を定める

内閣府令案ということでございます。こちら、新しい法律の附則の第 22 条第 2 項という規定に基づいて、規定が作られるものでございます。これは何かと申しますと、附則第 22 条というのが成立時総会、すなわち 10 月に予定されております、新体制の最初の総会でございますけれども、第 22 条第 1 項に基づき、成立後、直ちに開催しなければならない。それで、その際に第 2 項で、先ほど出てきました会長職務代行者、この方が内閣府令で定めるところにより、施行日の 2 週間前までに、新しい会員になる方に対して招集の通知を発しなければならないと。これに基づいて内閣府令を作るというものでございます。

中身でございますけれども、その通知の方法については書面または電磁的方法によって行うと。その通知には、その総会の日時と場所、それから目的である事項、つまり議題でございます。それから、いわゆる書面投票とか、オンライン投票を認めるのであれば、それができますということを書いてくださいというものでございます。

内閣府としては、これを 6、7 月までに公布し、直ちに施行すると。一方で通知が出ました後は、その役割を終える府令でございますので、9 月 30 日をもって失効するとしたいと聞いております。

続きまして、政令の方ですが、日本学術会議評価委員会令案ということでございます。こちら法律に基づきまして、内閣府に置かれます日本学術会議評価委員会、中期的な活動計画の案でございますとか、自己点検評価の方法等についてご意見をいただく会議ということでございます。その組織等について定めるものでございます。

中身といたしましては、専門的事項を調査させるために専門委員を置くことができるとか、あと、これもよくある規定ですけれども、委員会が、必要な場合には、関係行政機関の長と日本学術会議の会長に対しても、資料の提出であるとか、説明を求めることができるということ。その他、定足数でありますとか、委員長は互選で選ぶとか、普通の組織と同等の規定を置きたいというものでございます。こちらについては、8 月に公布し、10 月 1 日施行を目指したいというのが、内閣府の考えということでございます。ご説明以上でございます。

○光石委員長

はい、何か質問等ありますでしょうか。時間が過ぎてしまいましたので、もし何かお気づきの点があれば、言っていただければと思います。今日お示しした規則案についても、しっかり見ていただければと思います。

では、本日は以上といたします。次回は 6 月 11 日木曜日の 15 時から予定されておりますので、ご出席いただければと思います。

それまでに、何かお気づきの点があれば、事務局等に連絡をいただければと思います。

今日もどうもありがとうございました。これにて閉会といたします。